

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第325号）

〔 卒業証書作成作業根拠文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和2年12月1日）

### 第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和元年7月3日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

別紙にあるように、府立〇〇高校では卒業証書の作成業務を教育職員に行わせているが、職務分掌において当該業務をさせることができる根拠が分かるもの

- 2 令和元年7月17日、実施機関は、同日付け教高第2245号において、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開請求にかかる行政文書を管理していない理由）

当該業務については、学校教育法（以下「法」という。）及び学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）を根拠としていることから、本件公開請求に係る行政文書については、作成していないため、管理していない。

- 3 令和元年7月19日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。当該文書の公開を求める。

### 第四 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求書における主張

大阪府教育委員会は、「法及び施行規則を根拠としている」と主張しているが、施行規則第58条およびそれを準用する第104条にあるのは、「校長は小学校（高等学校に準用）の全過程を修

了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない」ということだけであって、校内においてどのように職務が行われるのかといった文言は存在しない。

〇〇高校では、明らかに事務職員の仕事であっても、教育職員が行っている業務があり、その適正化を果たすためにも、今一度どのような職務が誰によって行われているのかを規定した文書を確認する必要がある。したがって、そうした文書を公開すること。

## 2 反論書における主張

弁明書において、「卒業証書の作成は、(略)校長・准校長が決定する。そのため、府教育委員会においては本件請求に係る行政文書を作成していない」とあるが、本件請求は弁明書作成課である高等学校課に対してではなく、教育委員会に行われたものであるため、校長・准校長が決定した際に学校で作成された文書を公開すること。よって不服とする。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次の通りである。

### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

### 2 弁明の理由

学校の校務及び校務分掌の決定については、法第62条において準用する法第37条第4項の規定（校長は、公務をつかさどり、所属職員を監督する。）、及び施行規則第104条において準用する施行規則第43条の規定（小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。）に基づき、校長・准校長が行う。

卒業証書の作成は、施行規則第104条において準用する施行規則第58条の規定（校長は小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。）を根拠として、校長・准校長が自校の校務に位置付けるものであり、作成に係る業務分担については、上記のとおり、校長・准校長が決定する。そのため、府教育委員会においては本件請求に係る行政文書を作成していないので、審査請求人が求める行政文書は存在しない。

### 3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによ

って府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

## 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

当審査会では、審査請求書及び反論書における主張から、審査請求人が求める文書は、〇〇高校において作成された、卒業証書作成事務が教育職員の業務となることの根拠を明記した文書であると判断した。

実施機関に確認したところ、第五2記載の法の規定のとおり、校務の職務分担の決定は学校長の権限に属しているが、実施機関において、職務分掌として、卒業証書の作成業務を教育職員にさせることを明記した行政文書は存在していないとのことである。

また、当審査会において、法令の規定や〇〇高校の事務分掌などを確認したが、法令の規定以外に審査請求人が主張するような事項を記載した文書はなく、校長・准校長が卒業証書の作成について教育職員の業務となると決定した決裁文書の存在も確認されなかった。

よって、実施機関の説明に不自然な点はなく、本件決定は妥当である。

## 3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

高橋 明男、中井 洋恵、池田 晴奈、井上 理砂子、丸山 敦裕